

いつき茶屋の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、いつき茶屋（以下「茶屋」という。）を設置し、国指定史跡斎宮跡の活用及び地域交流の推進を図り、歴史文化まちづくりの振興に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 茶屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 いつき茶屋

位置 明和町大字斎宮 2969 番地 4

(事業)

第3条 茶屋は、次の事業を行う。

- (1) 斎宮跡の活用に係る事業
- (2) 地域交流に係る事業
- (3) 史跡案内等、来訪者対策に係る事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために町長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 茶屋の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、明和町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 茶屋の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、町長が茶屋の管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定期間)

第6条 指定管理者が茶屋の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

(開館時間及び休館日)

第7条 茶屋の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

- (2) 休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(入館者の遵守事項)

第8条 茶屋の入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を掲示しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 茶屋の施設又は設備器具、展示物等を破損又は損傷しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の義務)

第9条 入館者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第10条 入館者が故意又は過失により茶屋の施設、設備器具、展示物等を汚損し、又は損傷したときは、指定管理者の指示するところにより速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。